

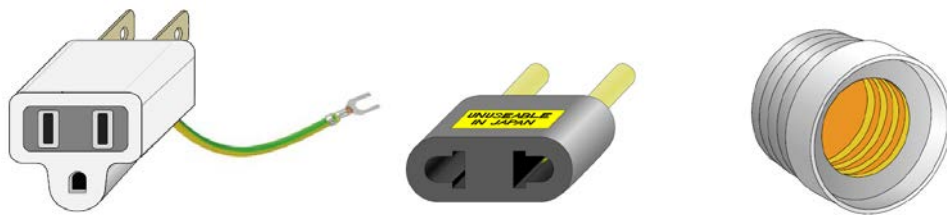


053 アダプター

定格電圧 100V 以上 300V 以下、定格電流 50A 以下、交流の回路に使用するものに限り、防爆型、油入型を除く。

極数が五以下のものに限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む、差込み接続器又はねじ込み接続器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く）。

【一般呼称の例】 プラグコンセント変換アダプター、口金変換アダプター



1. 「アダプター」とは、差込み接続器又はねじ込み接続器の一種であって、差し込み刃や電球口金の種類を変換するために接続されるものをいう。
2. 刃受け口を有する接続器に器具用差込みプラグ接続用のスタッドが付加され、内部に中間口出し線（中間口出し線用端子を含む。）が付加されるものであるときは、「アダプター」と解釈し、対象として取り扱う。（範囲等の解釈 二 3. 3（12））
3. ねじ込み式の「アダプター」に白熱電球用カバーを取り付けたものは、「その他の白熱電灯器具」と解釈し、対象として取り扱う。（範囲等の解釈 二 3. 3（11））

【混同しやすい電気用品】

直流電源装置（一般呼称の例：AC アダプター）